

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第210回 中国における最新の独占禁止法改正

中国の独占禁止法は2008年1月1日に施行されてから、すでに14年以上が経過し、本法を取り巻く運用環境が大きく変化したことを受け、全国人民代表大会（全人代）常務委員会および国务院は、同法を2021年の立法計画にリストアップし、今年の6月24日に全人代常務委員会で本法の改正が決定されました。今回の改正項目は25項目にも及び、非常に大規模な改正となったことから、そのポイントについて解説いたします。

◇日系企業の販売活動が中国政府に注視された事例

現地の日系企業A社は、中国国内の複数の代理店（内資企業がメイン）と販売代理契約を締結し、各地域で営業展開することにより、A社製品の販売代理店ネットワークを構築しています。Eコマースの販売量の急増に伴い、代理店が地域をまたいで販売する現象が表れ、異なる地域の代理店間で価格競争が発生するようになり、利益の損失を受けた一部の代理店がA社に苦情を申し出ました。

A社は、製品の市場価格体系の安定化を図るため、各代理店に対し「製品販売価格明細表」を送り、当該明細表より高い価格で製品を販売するよう要求しましたが、その後まもなく、当該明細表が独占禁止法違反の疑いがあると通報を受けた現地の市場監督管理局から説明を求める連絡がきました。A社が協力を求めた弁護士は当該明細表に違法リスクがあると確認したため、「当該明細表はあくまでもアドバイスのようなので、強制的な拘束力を有しない」という論点で市場監督管理局に説明するようA社に提案しました。最終的に、市場監督管理局はA社の主張を受け止め、処罰を科しませんでした。その後、A社が代理店への商品供給を強化することにより、間接的に価格体系の安定化が実現できました。

◇今回の法改正のポイント

1. 今回の法改正の主な目的は、独占禁止規制の強化、資本の無秩序な拡張、とりわけ一部の経営者がデータ、技術、資本などの優越的地位を濫用し独占を図ろうとする行為を取り締まることです。中国政府が2020年後半にアリババをはじめとするIT企業に対して高頻度に独占禁止調査と処罰を実施したのがその一例です。

2. 今回の法改正は、国民生活や金融、科学技術、メディアなどの分野の経営者に対する集中審査の強化を明確にしました。

3. 今回の独占禁止規則の改正ポイントは以下のとおりです：

- (1) 経営者がデータやアルゴリズム、技術、資本の優越的地位およびプラットフォーム規則を濫用し競争を排除、制限してはならないと追加した。

- (2) 経営者が他の経営者を集め独占協議を達成したり、他の経営者の独占協議の達成に実質的な支援を提供したりしてはならないと規定した。

- (3) 独占協議を対象に「安全港（セーフハーバー）」制度を構築、独占協議を締結した経営者が、関連市場でのシェアが法定基準を下回っていると証明できる場合、原則としてはこの行為を禁止しない。これは、現行法律との大きな相違点である。

- (4) 市場で支配的な地位にある経営者がデータやアルゴリズム、技術およびプラットフォーム規則を濫用し、他の経営者に対して非合理的な制限を設ける行為は、市場支配的地位の濫用に該当すると規定した。

(5) 経営者の原因で企業結合審査が実施できない場合、または審査に大きな影響を及ぼし確認が必要となる新たな状況や事実が発生した場合、独占禁止法執行機関が企業結合の審査期間の計算を一時停止することができる。

(6) 公権力機関が行政権力を濫用し、経営者と提携契約や覚書を締結する形で、他の経営者の関連市場への参入を妨げ、または他の経営者に対して不平等な待遇を設けることを禁止すると規定した。

4. 独占禁止法執行機関が違法性の高い組織の代表者または責任者を呼び出し、是正措置を取るよう要求できるとの規定を追加しました。この是正措置要求は行政処罰ではないものの、直ちに対応しなければ、行政処罰のプロセスに移行する可能性があります。

5. 違法行為の罰金額を大幅に引き上げたうえ、独占協議を達成している経営者の代表者、関連責任者個人に対する罰則と信用懲戒に関する規定を追加しました。

6. 社会公益に危害を与えた独占行為に対して、検察院が法律に従い民事公益訴訟を提起することができます。

◇日系企業へのアドバイス

今回の独占禁止法の改正は、独占禁止規則をさらに整備したうえ、今後の中国政府による独占禁止法執行の重点分野を明確にしました。日系企業としては、コンプライアンスを強化するとともに、自社が属する業界における独占禁止法の執行状況を注視し、調査対象となった際に迅速に対策を講じる必要があります。

湖北・武漢に「スマート交通研究院」＝国有インフラ投資会社が設立

中国湖北省の国有インフラ投資会社、湖北交通投資集団は8日、同省武漢市で傘下の研究機関「湖北省スマート交通研究院」を設立した。湖北日報などが9日伝えた。

スマート交通システムや交通インフラのメンテナンス、交通産業のエコ化などについて研究する機関で、資本金は2億元(約40億8600万円)。

湖北交通投資は、高速道路や橋、空港などの建設を行っており、これまでに建設技術や建材、省エネ対策、スマート交通システムの研究でも一定の成果を挙げている。(時事)

重慶で「半調理品」産業会議＝成長市場の専門家らが参加

中国重慶市の調理産業協会は同市渝北区にある中国西南重慶食品科技城で今月15～17日。「重慶半調理品産業会議」を開催する。人民網などが11日伝えた。

会議ではカットや下ごしらえを施した食材をセットにした「半調理品」市場の現状や今後について、専門家や飲食業界関係者らが意見を交わす。

半調理品は中国で近年、需要が急速に増加しており、2021年の市場規模は3500億元(7兆1500億円)となった。今年は4100億元に拡大すると見込まれる。(時事)

重慶のN E V年産能力100万台＝販売台数は大幅増

中国紙・重慶日報の11日付の報道によると、重慶市で電気自動車(EV)など新エネルギー車(NEV)を生産するメーカーは現在、16社あり、合計の年間生産能力は約100万台となった。同市内の自動車生産能力の25.8%を占める。

今年1～6月、市内に工場を置く大手メーカーでは、長安汽車のNEV販売台数が前年同期比127.26%増の8万4958台となった。力帆科技は1万2547台で、同116倍。

また、重慶小康傘下の賽力斯汽車は6月の販売台数が前年同月比524.12%増の7658台となった。(時事)